

動薬協会発 137 号  
令和 4 年 12 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会  
理事長 池田 一樹  
(公 印 省 略)

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生  
予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（豚熱）

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（4 消安第 5192  
号）がありましたので、お知らせします。

なお、以下の農林水産省の防疫指針の掲載 HP も併せてご確認ください。  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_bousi/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/index.html)

4 消安第 5192 号  
令和 4 年 12 月 23 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（豚熱）

平素から家畜衛生行政に対して御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

標記のことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、引き続き、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止措置の徹底に御協力方よろしく申し上げます。貴会の会員の方々におかれましては、貴職から周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

写

4 消安第 5192 号  
令和 4 年 12 月 23 日

各都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

特定家畜伝染病防疫指針の一部改正及び特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（豚熱）

家畜伝染病のうち特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものについては、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、公表しているところです。

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が、本日付けで一部改正されたことに伴い、同疾病に係る留意事項について別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、管内市町村、関係機関及び関係団体に周知の上、地域一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

なお、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和 3 年 3 月 31 日付け 2 消安第 6488 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱の制定について」（令和 4 年 12 月 12 日付け 4 消安第 4953 号農林水産省消費・安全局長通知）は、廃止します。

以上

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について  
家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第6項の規定に基づき、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部を令和4年12月23日付けで次のように変更したので、同条第1項の規定に基づき公表する。

令和4年12月23日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改	正	後	前
前文				
1・2（略）				
3	しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。さらに、令和2年9月以降、群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県及び東京都のワクチン接種農場の飼養豚等において、豚熱の感染が確認されており、 <u>令和4年12月現在、18都県85例の発生が確認されている。</u>	しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、東海地方を中心に豚等（飼養されている豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養農場における感染が相次いで確認されている。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、感染区域が拡大しており、豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止及びその後の清浄化が急務である。このため、令和元年10月に本指針の一部を変更し、豚等への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。さらに、令和2年9月以降、群馬県、山形県、三重県、和歌山県、奈良県、栃木県、山梨県及び神奈川県のワクチン接種農場の飼養豚等において、豚熱の感染が確認されており、 <u>令和3年7月現在、14県69例の発生が確認されている。</u>		
4～7（略）				
第3—2 予防的ワクチン				
1 予防的ワクチン接種に対する基本的考え方				
(1)・(2)（略）				
(3)	都道府県知事は、(2)の接種命令に基づき家畜防疫員による接種のほか、次に掲げる者に <u>よる接種を行わせることができる。</u>	都道府県知事は、接種命令に基づき家畜防疫員による接種のほか、 <u>適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）</u> を行わせることができる。この場合において、 <u>知事認定獣医師が当該要件を満たさなくなったときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行おうべき農場に対して、接種命令に基づき家畜防疫員による接種を行わせるものとする。</u>	都道府県知事は、接種命令に基づき家畜防疫員による接種のほか、 <u>適時性及び適切性に係る要件を満たすと判断して認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。以下「知事認定獣医師」という。）</u> を行わせることができる。この場合において、 <u>知事認定獣医師が当該要件を満たさなくなったときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行おうべき農場に対して、接種命令に基づき家畜防疫員による接種を行わせるものとする。</u>	
(4)	都道府県知事は、知事認定獣医師が(3)の①の要件を満たさなくなったときは、当該知事認定獣医師の認定を取り消し、当該知事認定獣医師がワクチン接種を行おうべき農場に対して、(2)の接種命令に基づき家畜防疫員による接種又は他の知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。			
				(新設)

(5) 都道府県知事は、認定農場又は登録飼養衛生管理者が(3)の②の要件を満たさなくなったと認めるときは、当該認定農場の認定及び当該登録飼養衛生管理者の登録又はそのいずれかを取り消すものとする。これにより認定農場の認定が取り消された場合又は当該農場における登録飼養衛生管理者のみによるワクチン接種が困難となった場合にあっては、当該農場に対し(2)の接種命令に基づき家畜防疫員による接種又は知事認定獣医師による接種を行わせるものとする。

(6) (略)

2 接種区域及びワクチン接種プログラム

(1) (略)

(2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成  
 ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染のししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

① 接種区域（接種命令を実施する区域並びに知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

②・③ (略)

④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保及び知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用を含む。）

⑤～⑨ (略)

(3) (略)

(4) 都道府県知事による接種区域の設定

① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。

② (略)

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に係る要件を課す。都道府県は、認定農場において当該要件の遵守状況の確認を実施する。

3・4 (略)

5 接種区域における遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者の活用の有無等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都道府県に届出を行う。

(新設)

(4) (略)

2 接種区域及びワクチン接種プログラム

(1) (略)

(2) 都道府県におけるワクチン接種プログラムの作成  
 ワクチン接種推奨地域を設定された都道府県は、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚熱感染のししから豚等への豚熱の感染の防止が困難と認められる場合には、次に掲げる事項を記載したワクチン接種プログラムを作成し、農林水産省の確認を受けることができる。

① 接種区域（接種命令を実施する区域及び知事認定獣医師によるワクチン接種を行わせる区域をいう。以下同じ。）の範囲及び当該接種区域の設定の考え方

②・③ (略)

④ 接種区域内の農場におけるワクチン接種の進め方（家畜防疫員の確保及び知事認定獣医師の活用を含む。）

⑤～⑨ (略)

(3) (略)

(4) 都道府県知事による接種区域の設定

① 都道府県知事は、(3)により当該ワクチン接種プログラムについて農林水産省の確認を受けた場合には、法第6条第2項において準用する法第5条第2項に基づき、接種命令を実施する区域を設定するとともに、知事認定獣医師によるワクチン接種を行う区域を設定することができる。

② (略)

(5) 都道府県知事による法第50条の許可

都道府県知事は、家畜防疫員又は知事認定獣医師にワクチン接種を行わせる場合には、法第50条に基づき、豚熱ワクチンの使用の許可を行う。

なお、都道府県知事は、知事認定獣医師に対して法第50条に基づくワクチン使用許可を行う場合には、ワクチンの厳格な管理を行うため、使用、報告等に条件を付す。

3・4 (略)

5 接種区域における遵守事項

(1) 飼養頭数等の事前届出

接種農場は、接種に先立ち、飼養頭数、年間出荷計画、知事認定獣医師の活用の有無等の事項について、都道府県に届出を行う。また、届出内容に変更が生じた場合は、その都道府県に届出を行う。

(2) ワクチン接種時の留意点  
 家畜防疫員、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第 7 条に基づき（知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。

(3)～(6) (略)  
 6～11 (略)

(2) ワクチン接種時の留意点  
 家畜防疫員及び知事認定獣医師（以下第 3-2 において「家畜防疫員等」という。）は、短時間に迅速かつ確実に接種し、接種した豚等にスプレー等でマーキングして接種漏れがないよう注意する。また、ワクチンを接種した豚等を接種農場から他の農場やと畜場に移動する場合には、法第 7 条に基づき（知事認定獣医師にあっては、同条の規定の例により）確実に標識を付す。知事認定獣医師によるワクチン接種を受けた豚等について豚等の所有者から請求があった場合には、都道府県知事は法第 8 条の規定の例により証明書を交付する。

(3)～(6) (略)  
 6～11 (略)